

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

返戻金制度の内容は以下のとおりです。

採用決定者が入社後、採用決定者の都合により退職し、又は採用決定者の責めに帰すべき事由に基づき解雇に至った場合（以下「自己都合退職等」という）、勤務開始日を起算日として下記に定める条件に従い、対価の一部を甲に返還するものとする。

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| (1) 1ヶ月未満に自己都合退職等をした場合 | － 対価の80%を返還 |
| (2) 1ヶ月以上3ヶ月未満に自己都合退職等をした場合 | － 対価の50%を返還 |
| (3) 3ヶ月以上6ヶ月以内に自己都合退職等をした場合 | － 対価の10%を返還 |

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。